平成２０年（フ）第４６０号
奈良市北之庄町125番地の１
破産者　松岡繊維工業株式会社
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６７７号
岡山市南区浜野３丁目20番25号
破産者　岡田　　豊
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８７号
宮城県大崎市鹿島台平渡字三嶽15番地の６
破産者　株式会社北宮城開発エンジニア
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成１８年（フ）第２８４号
最後の住所福島県二本松市休石原54―14　長屋方、住民票上の住所福島県安達郡本宮町字関根31番地６
破産者　亡菊田治の相続財産
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２１５４号
横浜市南区六ツ川１丁目１番地
破産者　有限会社熊井モータース
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９２号
横浜市戸塚区汲沢町５番地、商業登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市バークスデールプロフェッショナルセンター113
破産者　Ａｌｐｈａ　Ｄｉｍｅｎｓｉｏｎ　Ｉｎｃ.
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２９９号
新潟市西区大野町2914番地２
破産者　幸福商事株式会社
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６３２号
静岡県沼津市石川136番地
破産者　有限会社車の森
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２６５号
鳥取県倉吉市国府97番地１
破産者　有限会社古田組
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６４号
岡山市東区瀬戸町沖284―１、商業登記簿上の本店所在地岡山市中区円山54番地の15
破産者　太陽技研株式会社
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４３１号
岡山県浅口市鴨方町六条院西3338番地
破産者　有限会社大西食品
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第１０１号
愛媛県松山市平田町457番地
破産者　東食株式会社
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１６３号
宮崎県都城市菖蒲原町35号11番地
破産者　株式会社マルセン
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第５６号
宮崎県都城市鷹尾３丁目35街区25号
破産者　有限会社竹吉塗装工業
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第６９号
宮城県気仙沼市田中前４丁目６番地の10
破産者　株式会社小田繊維
１　決定年月日　平成21年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成１９年（フ）第４３０号
奈良県橿原市五井町204番地の１
破産者　エコー商事株式会社
１　決定年月日　平成21年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第９７４号
名古屋市中区大須４丁目16番16号
破産者　株式会社ロゼ
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４３８３号
大阪市北区中津１丁目12番３号中津パークビル８Ｆ
破産者　株式会社中央毛髪研究センター
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４３８４号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目19番27号　高橋ビル２Ｂ、開始決定時の住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目９番３号
破産者　八内　辰樹
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２０号
岡山県倉敷市菰池２丁目９番22号
破産者　渡邊　　稔
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７５０号
岡山市北区京町２番10号
破産者　石原被服株式会社
１　決定年月日　平成21年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部